

I 令和7年度就学援助制度の実施について																																			
1. 就学援助制度の周知方法																																			
都道府県	市区町村名	(1) 就学援助制度の周知方法 (あてはまるものを全てに○)										(2) (1) のコの内容	(3) 就学援助（要保護・主要保護）の申請期間 (あてはまるもの1つに○)					(4) (3) のオの内容・補足事項	(5) 就学援助（要保護・主要保護）の申請書の提出方法 (あてはまるものを全てに○)								(6) (5) のクの内容	(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまる全てに○)						(8) (7) のカの内容	
		ア、教育委員会のウェブサイトにて制度を掲載	イ、自治体の広報誌等に制度を記載	ウ、就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ、就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ、学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ、入学時に就学援助制度の書類を配布	キ、毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク、民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	コ、その他	ア、申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け		イ、随時申請を受け付けており、年度当初から援助	ウ、随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や指定月以降から援助	エ、各学期で申請締切を設定し、各学期開始から援助	オ、その他	ア、申請を希望する者が学校に提出		イ、申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ、申請を希望する者が学校に提出	エ、申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ、申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ、申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	キ、就学援助システムを使って提出	ク、その他	ア、目につきやすいタイトルや平易な文面の使用		イ、漢字にはフリガナを付記	ウ、援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ、各費目の援助額や年間総額助額の記載	オ、外国語の申請書を作成	カ、その他			
		25	25	22	11	10	11	14	12	24	0		1	7	7	0	0		24	0	1	1	9	2	16	0		0	0	1	4	4	10		1
京都府	南丹市	○		○	○	○	○	○			○	給食費を滞納している保護者に対して、徴収時に就学援助制度を案内している。				○				○									○						
京都府	木津川市	○	○	○	○	○	○	○							○					○	○	○				○			○		○				
京都府	大山崎町				○					○		町のウェブサイトにて制度を案内				○				○					○							○			
京都府	久御山町	○	○	○											○							○							○						
京都府	井手町		○			○		○							○							○							○						
京都府	宇治田原町	○					○	○		○					○							○								○				○	学校において諸費の納入が遅れたり、払えないなどの相談があった場合、就学援助制度の申請を勧める。
京都府	精華町	○	○	○						○					○							○							○		○			○	転入者には必ず就学援助制度の最顯を配布。離脱届提出者には必ず就学援助制度を説明している。
京都府	京丹波町	○				○	○			○					○					○	○								○		○	○			
京都府	伊根町						○	○		○					○							○										○			
京都府	与謝野町	○		○			○			○		就学時健康診断の結果を送付する際に、同時に案内を配布している。				○														○	○				
京都府	~~~~~	○		○			○			○					○							○								○	○				
京都府	~~~~~	○	○					○	○						○							○										○			

[illegible]

都道府県	市区町村名																																	
<中学校>（１）実施・検討状況について		<中学校>（２）（１）の力の内容	<中学校>（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<中学校>（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）												<中学校>（５）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるものを全てに○）				<中学校>（６）（５）の工及びオの内容											
ア、入学前支給を行っている	イ、入学前支給を行っていないが、現在検討もしている		ウ、入学前支給を行っていない	エ、入学前支給を行っているが、現在検討もしていない	オ、そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ、その他	ア、令和6年度（令和7年度新入学分）以前	イ、令和7年度（令和8年度新入学分）以降	ウ、令和8年度（令和9年度新入学分）以降	エ、未定	ア、令和6年度（令和7年度新入学分）以前	イ、令和7年度（令和8年度新入学分）以降	ウ、令和8年度（令和9年度新入学分）以降	エ、令和9年度（令和10年度新入学分）以降	オ、令和10年度（令和11年度新入学分）以降	カ、令和11年度（令和12年度新入学分）以降	キ、令和12年度（令和13年度新入学分）以降	ク、令和13年度（令和14年度新入学分）以降	ケ、令和14年度（令和15年度新入学分）以降	コ、令和15年度（令和16年度新入学分）以降	ア、予算の確保が困難だから	イ、規則改正などの内部手続きに時間がかかるから		ウ、認定回数が増える、支給後に転入した場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ、（人オ、他）									
25	25	24	1	0	0	0	0	0				24	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	11	12	0	0	0	0	0	0	0			
京都府	南丹市	○									○													○										
京都府	木津川市	○									○													○										
京都府	大山崎町	○									○								○															
京都府	久御山町	○									○								○															
京都府	井手町		○										○																					
京都府	宇治田原町	○									○									○														
京都府	精華町	○									○									○														
京都府	京丹波町	○									○									○														
京都府	伊根町	○									○				○																			
京都府	与謝野町	○									○								○															
京都府	~~~~~	○									○									○														
京都府	~~~~~	○									○									○														

3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																							4. 就学援助率				
(1) 令和7年度当初における主要保護の認定基準 (該当するものを全てに○)																							(2) (1)で ソ、タ又は チに○をし た場合、生 活保護基準 額等に掲げ る係数(倍 率)	(3) (1)でツ に○をし た場合、市 区町村民税 課税最低限 額に掲げる 係数(倍 率)	(4) (1)でトと回答した場合、その他の基準の内容	(5) 補足事項	令和6年度
ア、生活保 護法に基づ く保護の停 止または廃 止	イ、市区 町村民税 の非課税	ウ、市区 町村民税 の減免	エ、国民 年金保 料の免除	オ、国民 健康保 険法の保 険料の減 免または 徴収の猶 予	カ、児童 扶養手 当の支給	キ、保護 者が職業 安定所登 録労働者	ク、PTA 会費、学 校納付金 の減免が 行われて いる者	ケ、個人 の事業税 の減免	コ、固定 資産税の 減免	カ、学校 納付金の 納付状態 が悪い者 、昼食、被 服等が安い 者または学 用品、寒 学用品等に 不自由して いる者等で 保護者の生 活状態がき わめて悪い と認められ るもの	シ、経済 的な理由 による欠 席日数が多 い者	ス、保護 者の職業 が不安定 で、生活 状態が悪い と認められ る者	セ、生活 福祉資金 による貸 付け	ソ、生活 保護の基 準額に一定 の係数を 乗けたもの (生活保護 の基準額が 変動するもの) (例：生活 保護の1.3 倍、1.5倍 等) (係数 (倍率)を (4)に記入 してください 。)	タ、生活 保護の基 準額に一定 の係数を 乗けたもの (生活保護 の基準額を 一定の係 数を乗けた もの) (係 数(倍率)を (4)に記入 してください 。)	チ、特別 支援教育 費の必要 額測定に 用いる保 護基準 額、又は 同基準額 に一定の 係数を乗 けたもの (係数 (倍率)を (4)に記入 してください 。)	ツ、市区 町村民税 (所得割 又は均等 割)課税 最低限度 額に一定 の係数を 乗けたもの (例：課 税最低限 度額の1.0 倍、1.5倍 等) (係 数および 目安額を (5)に記入 してください 。)	テ、離職 や病気等 の理由によ って家族 が急変した 者	ト、その他								
係数(倍 率)																				係数(倍 率)							
倍																				倍							
25	25	22	18	17	16	17	19	11	7	15	15	10	9	9	9	10	4	8	0	5	8	22	0	8	3	25	
京都府	京都市	○					○													○				生活保護基準だけでなく、消費者物価指数やその他の様々な状況を総合的に勘案して、独自に決定した所得認定基準		0	
京都府	福知山市	○	○	○	○	○	○	○		○	○					○					○	○	1		その他の教育長が特別な事由があると認められる者		0
京都府	舞鶴市	○	○	○	○	○	○			○	○	○					○					1					0
京都府	綾部市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						2					0
京都府	宇治市																○					2			生活扶助費(生活扶助+教育扶助)×1.5+各種加算(住宅扶助、障がい者、母子)×1.0倍=需要額		0
京都府	宮津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○						2					0
京都府	亀岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○			2					0
京都府	城陽市	○	○	○	○	○	○			○	○							○				1			ひとり親家庭、民間の借家住まいの世帯の係数は、1.60倍		0
京都府	向日市	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○					○		1					0
京都府	長岡京市	○															○			○		1		民生委員の所見(ただし申請者の世帯の経済状況及び家庭環境から特に就学援助が必要と認められる内容であること)		0	
京都府	八幡市		○															○				1			※母子世帯・父子世帯・身体障がい者世帯・児童世帯は、掛ける係数が1.5倍(令和7年5月認定分まで)		0
京都府	京田辺市	○	○	○	○	○	○			○	○					○						1					0
京都府	京丹後市	○	○	○	○	○	○			○	○					○						2					0

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
25	25	1
京都府	京都市	
京都府	福知山市	
京都府	舞鶴市	
京都府	綾部市	
京都府	宇治市	
京都府	宮津市	
京都府	亀岡市	
京都府	城陽市	
京都府	向日市	
京都府	長岡京市	
京都府	八幡市	
京都府	京田辺市	
京都府	京丹後市	

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
25	25	1
京都府	南丹市	
京都府	木津川市	
京都府	久美町	
京都府	久美山町	
京都府	井手町	市の独自制度による児童学費助成として、学用品費・通学用品費を小学校１４０００円、中学校１６０００円支給。給食費送料（児童）支給
京都府	宇治田原町	
京都府	精華町	
京都府	京丹波町	
京都府	伊根町	
京都府	与謝野町	
京都府		
京都府		